

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
口頭により開示請求をすることができる個人情報の一部改正(三〇六・情報公開課)	1
生活保護法による介護機関の指定(三〇七・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(三〇八・福祉政策課)	2
保安林の指定解除の予定(三〇九・仙北地域振興局農林部)	3
道路区域の変更及び供用開始(三一〇・道路環境課)	4
道路区域の変更(三一〇・道路環境課)	4
道路の供用開始(三一〇・道路環境課)	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可(三一一・由利地域振興局建設部)	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可(三一一・仙北地域振興局建設部)	5
庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(三二五・管財課)	5
公告	
土地改良事業工事の完了の届出(鹿角地域振興局農林部)	15
共同施行等土地改良事業の施行の認可(北秋田地域振興局農林部)	15
市町村営土地改良事業計画の変更の同意(北秋田地域振興局農林部)	15
土地改良区の役員の仕事及び氏名の変更の届出(山本地域振興局農林部)	15
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)	15
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(四〇)	15

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(四一)……………15

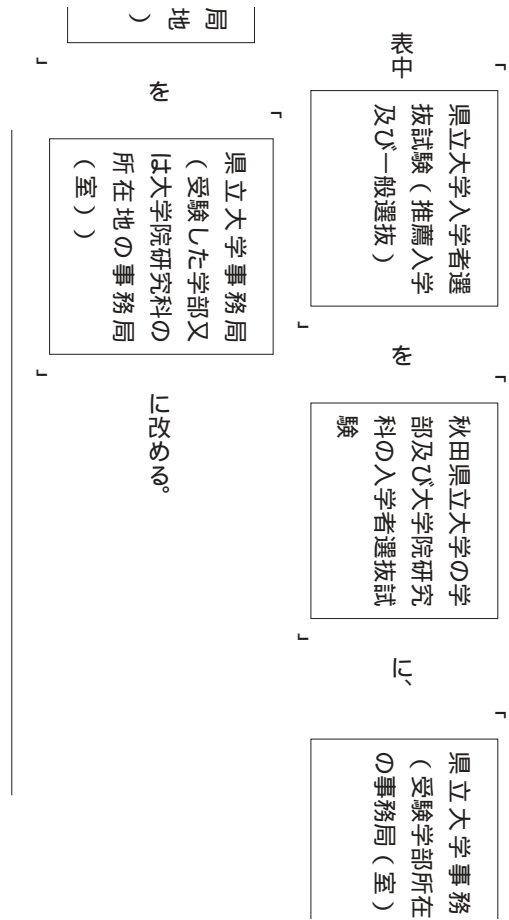
告 示

秋田県告示第三百六号

口頭により開示請求をすることができる個人情報(平成十三年秋田県告示第六百三十六号)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日以降に実施する試験から適用する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城



秋田県告示第三百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
-----	-----------	-------	---------	-------

医療法人泉の会 山田内科	医療法人泉の会 理事	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢二十九番地	訪問看護	平成十四年十月一日
医療法人泉の会フレンド	医療法人泉の会 理事	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢四十番地二	福祉用具貸与	平成十六年二月一日
医療法人泉の会青い鳥	医療法人泉の会 理事	南秋田郡若美町角間崎字志藤沢四十番地二	訪問介護	平成十六年二月一日
グループホームみずこしの里	有限会社 峠の山 代表取締役社長	仙北郡西仙北町土川字上雨鼓百三十五番地一	痴呆対策型共同生活介護	平成十六年一月十日
えがお神宮寺	株式会社えがお 代表取締役	仙北郡神岡町神宮寺字上栗谷田六十七番地五	痴呆対策型共同生活介護	平成十六年二月一日
あすなる訪問看護ステーション	株式会社大曲仙北介護 支援事業所 代表取締役	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	訪問看護	平成十五年七月一日
居宅介護支援事業所だいでん	株式会社大曲仙北介護 支援事業所 代表取締役	大曲市花館字間倉二百五十番地八	居宅介護支援事業	平成十六年三月一日
訪問介護事業所だいでん	株式会社大曲仙北介護 支援事業所 代表取締役	大曲市花館字間倉二百五十番地八	訪問介護	平成十六年三月一日
レンタルけあ	株式会社大曲仙北介護 支援事業所 代表取締役	大曲市花館字間倉二百五十番地八	福祉用具貸与	平成十六年三月一日
あすなる訪問看護ステーション	株式会社大曲仙北介護 支援事業所 代表取締役	大曲市花館字間倉二百五十番地八	訪問看護	平成十六年三月一日

秋田県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

(関係図面は省略し、農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北郡千畑町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
郡 市 町 村	大 字	字	地 番	台 帳 見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)		
仙北郡	千畑町	金沢東根	〇二〇八の六	五九三	〇・〇五九三	〇・〇五九三	健全 兼公衆の保 干害の防備	指定理由の消滅
仙北郡	千畑町	金沢東根	三二〇八の四	一八四	〇・〇一八四	〇・〇一八四	健全 兼公衆の保 干害の防備	指定理由の消滅

秋田県告示第三百九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、
 次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項

の規定に基づき、告示する。
 平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社大曲仙北介護支援事業所	株式会社大曲仙北介護支援事業所 代表取締役	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	福祉用具貸与	平成十六年二月二十九日
株式会社大曲仙北介護支援事業所	株式会社大曲仙北介護支援事業所 代表取締役	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	居宅介護支援事業	平成十六年二月二十九日
株式会社大曲仙北介護支援事業所	株式会社大曲仙北介護支援事業所 代表取締役	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	訪問介護	平成十六年二月二十九日
あすなる訪問看護ステーション	株式会社大曲仙北介護支援事業所 代表取締役	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	訪問看護	平成十六年二月二十九日

(二) 期間 平成十六年三月三十日から同年四月十二日まで

秋田県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	熊堂六郷線	仙北郡仙南村金沢西根字八掛一―五番三地从先から字南今泉二二三番三地从先まで

二 供用開始の期日 平成十六年三月三十一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年三月三十日から同年四月十二日まで

秋田県告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

本荘市

二 都市計画事業の種類及び名称

本荘都市計画下水道事業本荘市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月十日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十六年秋田県告示第八百六十九号、昭和六十二年秋田県告示第五十九号、平成三年秋田県告示第二百号、平成五年秋田県告示第百三号、平成十一年秋田県

告示第七百六十四号及び平成十三年秋田県告示第三百六十四号の事業地に、大字

薬師堂字上野、字二本木、字上二本木、字家ノ腰、字堂ノ下、字中通、字深持、字山崎及び字堤下、並びに大字出戸町字松街道、字堤脇、字千刈、字小坊ヶ沢、字船ヶ台、字砂糖畑、字新組町及び字蟻山、並びに大字石脇字田頭、字田中、字田尻、字田尻野、字竜巻、字石ノ花、字尾花沢及び字甚八淵を加え、大字薬師堂字谷地、並びに大字出戸町字大鋸町、字西大鋸町、字陳場袋、字下池ヶ沢、字切通、字鶴沼、字瓦谷地、字砂子下、字水林、字濡浜北地、字一番堰及び字二番堰地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

なし

秋田県告示第三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 大曲市

二 都市計画事業の種類及び名称

大曲都市計画公園事業五・五・一号 大曲市総合公園

三 事業施行期間

平成三年四月九日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

秋田県大曲市内小友字明通、字中沢頭及び字中沢地内

(二) 使用の部分

秋田県大曲市内小友字中沢頭地内

秋田県告示第三百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、県が発注する庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七條の五第二項（同令第百六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）及び秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百五十八條第一項（同規則第百七十條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その内容並びに資格審

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

(当直業務の委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等の廃止)

2 当直業務の委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (昭和六十一年秋田県告示第九十号) は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の当直業務の委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等の規定による資格を有する者は、平成十七年三月三十一日までの間、この告示の規定による資格を有する者とみなす。

様式第1号 競争入札参加資格審査申請書(第2条関係)

(A4判)

決 定 事 項	主たる営業種目	整理番号

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

秋田県知事 様

申請者

住所又は所在地 〒

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

㊞

秋田県が発注する庁舎等の維持管理業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

申請区分 新規・更新

問 い 合 わ せ 先	
所在地又は住所	
営業所名等	
氏 名	
電 話 番 号	()

様式第2号 資格審査調書(第3条関係)

(A4判)

資格審査調書					
商号又は名称					
代表者職氏名			電話番号 ()		
			FAX番号 ()		
住 所	〒				
希望する業務	1 建物の清掃 2 建物の警備 3 建築物の附帯設備の保守				
契 約 実 績	種 目	直前2年間の各営業年度の決算に基づく実績高		直前2年間の 年間平均実績高 (+) / 2	
		前々の営業年度	直前の営業年度		
		自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月		
	建物の清掃	千円	千円	千円	
	建物の警備	千円	千円	千円	
	建築物の附帯 設備の保守管 理	千円	千円	千円	
計	千円	千円	千円		
従 業 員	技術関係職員 (うち法令による免許 等を有している職員)	事務関係職員	その他の職員	合 計	左のうち常時 雇 用 職 員
(人)	人	人	人	人	人
自 己 資 本 金	区 分	直 前 決 算 時	剰 余 (欠 損) 金 処 分	計	
	払 込 資 本 金	千円	千円	千円	
	準 備 金 ・ 積 立 金	千円	千円	千円	
	次 期 繰 越 利 益 (欠 損) 金	千円	千円	千円	
	計	千円	千円	千円	
流 動 比 率	流 動 資 産 の 額 (A)	流 動 負 債 の 額 (B)	流 動 比 率		
	千円	千円	{ (A) ÷ (B) } × 100 %		
営 業 年 数	創 業 年	現 組 織 へ の 変 更	営 業 の 休 止 、 停 止 等 の 期 間	通 算 年 数	
	年	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日まで	年	

様式第3号 契約実績調書(第3条関係)

(A4判)

契約実績調書				
	契約の相手方	契約の内容	契約期間	金額(千円)
秋 田 県				
	小 計	件		
秋 田 県 以 外 の 官 公 庁				
	小 計	件		
民 間 企 業				
	小 計	件		
合 計		件		

(注) 最近1年間の事業実績について記入してください。

様式第 4 号 技術者経歴書 (第 3 条関係)

(A 4 判)

技術者経歴書

(種類) _____

営 業 所 名	氏 名	法 令 に よ る 免 許 等		取得経験年数
		名 称	取得年月日及び 登録番号等	
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

(注) 1 この表は、建物の清掃、建物の警備、建築物の附帯設備の保守業務の種類ごとに作成してください。

2 法令による免許等の欄には、業務に関する法令による免許又は技術若しくは技能の認定事項を記載してください。

様式第5号 基地局一覧表(第3条関係)

(A4判)

基地局一覧表					
申請者 _____					
基地局名	所在地		常用警備員数	人	警備業務に供する車両数
警備対象施設の所在する市町村名		常用警備員数	人	警備業務に供する車両数	台
待機所の状況	名 称				
	所 在 地				
	警備業務対象施設の所在する市町村名				
	常用警備員数				
	警備業務に供する車両数				

様式第 6 号 競争入札資格審査申請書記載事項変更届 (第 9 条関係)

(A 4 判)

競争入札資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

秋田県知事 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号



年 月 日付けで提出した競争入札資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、次のとおり変更したので届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 登録番号

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事項

変更前

変更後

4 変更理由

様式第7号 事業休止(廃止)届(第10条関係)

(A4判)

事業休止(廃止)届

年 月 日

秋田県知事 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号



年 月 日付けで事業を休止(廃止)するので届け出ます。

1 登録番号

2 休止(廃止)しようとする事業の名称

3 休止(廃止)理由

4 休止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
(廃止年月日 年 月 日)

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、かつの土地改良区から土地改良事業(長牛地区基盤整備促進事業(かんがい排水))に係る工事が平成十五年三月二十八日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、大館市葛原字後小路十四番地佐藤吉右衛門ほか百十人から申請があつた土地改良事業(葛原地区農地等高度利用促進事業(農地維持保全型))の施行について、平成十六年三月二十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、大館市から協議があつた土地改良事業(曲田・中山地区基盤整備促進事業(農地整備))計画の変更について、平成十六年三月二十三日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、能代市東土地改良区から次のとおり役員(住所及び氏名)の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 変更前の理事の住所及び氏名
 - 能代市外割田字宅地二十七番地一 齊藤長幸
 - 常盤字町辺七十七番地 渡辺博
 - 扇田字四ツ谷十四番地 塚本庄太郎
- 二 変更後の理事の住所及び氏名
 - 能代市外割田字宅地二十七番地一 齊藤長幸

能代市常盤字町辺七十七番地
" 扇田字四ツ谷十四番地

渡邊 博
塚本 庄太郎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年三月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年三月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 五十分の一の数 一九、三〇七
- 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、五五二

秋選管告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年三月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 選挙区別
- 秋田市 八四、五一八
- 能代市 一四、七四六

ページ	段	行	誤	正
七	上	九	前 から 平 成 十 六 年 一 月 三 十 日	平 成 十 五 年 七 月 十 九 日
七	上	九	前 から 平 成 十 六 年 一 月 三 十 日	平 成 十 五 年 七 月 十 九 日
七	下	十六 十七	前 から イ 変 更 後 株 式 会 社 日 敷 ほ か 十 者	ア 変 更 前 株 式 会 社 日 敷 ほ か 九 者 ア 変 更 前 株 式 会 社 日 敷 湯 沢 市 前 森 一 丁 目 二 番 六 号 代 表 取 締 役 小 田 原 豊 満

平成十六年三月十九日秋田県公報第千五百五十六号掲載の秋田県告示第百五十五号大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出中

- 横手市 一〇、九三〇
- 大館市 一八、一五四
- 本荘市 一二、一三七
- 男鹿市 八、三九九
- 湯沢市 九、三八七
- 大曲市 一〇、六六五
- 鹿角市鹿角郡 一二、六四七
- 北秋田郡 一八、〇三六
- 山本郡 一三、三五一
- 南秋田郡 一九、八七四
- 河辺郡 五、二一一
- 由利郡 二〇、八八二
- 仙北郡 三、七七五
- 平鹿郡 一八、五〇八
- 雄勝郡 一二、五五六

- よねや商事株式会社
横手市鍛冶町四番二号
代表取締役 佐々木 隆
- 株式会社マル二
宮城県本吉郡唐桑町字港百
四十一
代表取締役 伊 藤 栄久
男
有限会社仁科
横手市寿町十一番三十五号
代表取締役 高 橋 一
三
合資会社木村屋商店
横手市大町五番二十三号
代表社員 山 下 惣 市
千葉写真機店
横手市大町五番三十二号
代表 千 葉 イ ヨ
ロイヤルネットワーク株式
会社
山形県酒田市新橋一丁目四
番十号
代表取締役 仲 條 啓
三
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市宮原町二
丁目十九番四号
代表取締役 藤 原 秀次
郎
株式会社ワンゾーン
愛知県名古屋市中村区名駅
四丁目十番二十五号
代表取締役 三 代 洋
右

株式会社ニューウエーブ
 横手市横手町一ノ口五十
 代表取締役 渡部 澄
 生
 イ 変更後
 株式会社日敷
 湯沢市前森一丁目二番六号
 代表取締役 小田原 豊
 満
 よねや商事株式会社
 横手市鍛冶町四番二号
 代表取締役 佐々木 隆
 一
 株式会社マル二
 宮城県本吉郡唐桑町字港百
 四十一
 代表取締役 伊藤 栄久
 男
 有限会社仁科
 横手市寿町十一番三十五号
 代表取締役 高橋 一
 三
 合資会社木村屋商店
 横手市大町五番二十三号
 代表社員 山下 惣市
 千葉写真機店
 横手市大町五番三十二号
 代表 千葉 イヨ
 ロイヤルネットワーク株式
 会社
 山形県酒田市新橋一丁目四
 番十号
 代表取締役 仲條 啓
 三

平成十六年三月二十三日付け秋田県公報第千五百五十七号掲載の秋田県公告(県営
 土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部))
 (原稿誤り)
 七ページ下段後ろから十行目から四行目までを削除する。

株式会社しまむら
 埼玉県さいたま市宮原町二
 丁目十九番四号
 代表取締役 藤原 秀次
 郎
 株式会社ワンゾーン
 愛知県名古屋市中村区名駅
 四丁目十番二十五号
 代表取締役 三代 洋
 右
 株式会社ニューウエーブ
 横手市横手町一ノ口五十
 一
 代表取締役 渡部 澄
 生
 有限会社タカハシカンパニ
 大曲市田町二十九番地四十
 一
 代表取締役 高橋 勝
 巳

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄